

付 議 第 3 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程
の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成 14 年高知県教育委員会訓令第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務
規程の一部を改正する訓令議案説明

1 改正の目的

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2号の規定により教育委員会の職務権限とされる教育機関の用に供する財産の管理について、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の例によることを定めようとするものである。

2 改正の内容

教育機関における財産管理のルールについて、高知県財産規則の例によることを明確に規定する。

3 施行期日

高知県公報登載の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を
改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「高知県訓令」を「高知県訓令等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育機関の用に供する財産の管理については、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成21年 月 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第5章 雑則

(高知県訓令等の準用)

第25条 事務局及び教育機関の職員の勤務時間等については、職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年9月高知県訓令第27号)、自動車の運転等については、高知県自動車の運転及び管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)の規定の例による。

2 教育機関の用に供する財産の管理については、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の規定の例による。

旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第5章 雑則

(高知県訓令の準用)

第25条 事務局及び教育機関の職員の勤務時間等については、職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年9月高知県訓令第27号)、自動車の運転等については、高知県自動車の運転及び管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)の規定の例による。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

2 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

(長の職務権限)

第 24 条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

3 教育財産を取得し、及び処分すること。

高知県財産規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他の法令で定めるもののほか、県の公有財産、物品、債権及び基金(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)に基づき公営企業管理者の管理する財産を除く。以下「県の財産」という。)に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(行政財産の取得及び管理の補助機関)

第 6 条 行政財産の取得及び管理(教育財産の管理を除く。)の補助機関は、次に定める者とする。

(3) 教育委員会の用に供するものにあつては、教育長

* 教育財産の管理は教育委員会の専権事項であるため、除外されている。

事務内容	教育財産の取得 教育財産以外の財産の取得・ 管理	教育財産の管理
原権限	知事	教育委員会
処理権限	高知県財産規則第 6 条第 3 号により、教育長が知事の補助機関として執行	教育委員会の専権事項 (高知県教育委員会事務委任規則により教育長に委任)
管理の ルール	高知県財産規則が直接適用される。	なし。実務は高知県財産規則の例によっている。 → 今回はこの部分を規定

県立学校：高知県立学校の管理運営に関する規則を改正

教育機関：高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程を改正